

会計コード	実計・評価コード	事業名称	H27現計予算額 (円) =当初+繰越 +補正	事務事業 評価対象 H28(27)	外部評価 未経験課	H27担当課	全体概要 (H28.6現在未定稿)	業務内容 (H28.6現在未定稿)	事業類型 (参考)
1	95	財政事務費	1,630,000	指標・1次評価	●	総務部財政課	財政事務が円滑に遂行できるよう、必要な事務経費を計上する。	予算編成事務、決算事務等	総務事務
1	96	財務会計システム管理事業	10,415,000	指標・1次評価	●	総務部財政課	財務会計システムを適正に管理することにより、予算執行等の事務を円滑に行う。 また、入札参加事業者の利便性向上と公正・公平な公共工事入札の実施と併せて入札事務の効率化を図るため、いばらき電子入札共同利用システムを使用し、入札事務を円滑に行う。	財務会計システム及び入札参加資格電子申請システムの管理 【主な事業費】 財務会計システム利用料、入札システム使用料	システム維持管理
1	98	財産管理事務費	30,640,000	指標・1次評価	●	総務部財政課	市有財産(普通財産)の効率的な運用、利活用を行う。	公用自動車(集中管理分)の適正管理、庁用バスの適正運行、市有地の除草管理、売却可能財産の売却手続き、市有地の貸付	維持管理
1	99	管財事務費	15,395,000	指標・1次評価	●	総務部財政課	本庁舎で使用する事務機器等を適正に管理する。	庁舎内で使用する文具類、諸用紙、封筒等の購入 備品(事務用いす等)の購入や修繕 電話の使用料や事務機器の使用料・賃借料	機器借上・維持管理
1	100	庁舎管理事業	60,027,000	指標・1次評価	●	総務部財政課	市役所本庁舎等の維持管理	建物・空調設備・電機設備等の保守管理や修繕。清掃・警備・緑化管理等の委託。	施設の維持管理
1	102	基金積立事業	410,077,000	指標・1次評価	●	総務部財政課	将来の財源不足に備えるとともに、公共施設の整備など特定の目的のため、基金の積み立てを行う。	財政調整基金、減債基金及び各種特定目的基金の利子、寄付金の一部を各基金へ積み立てる。	総務事務
1	819	ふるさと寄付金「ふるさとの便り」事業	14,925,000	指標・1次評価	●	総務部財政課	ふるさとづくり寄付は、生まれ故郷や愛着のある市町村に寄付をしてまちづくりにかかる財源を支援する制度。市でも、寄付に対する感謝の気持ちを伝えるために、市の特産品等を謝礼品「ふるさとの便り」として贈る。この事業を通して、市に対するイメージアップを図り、また、魅力ある謝礼品を揃えることで寄付金の拡大やリピーターを増やして、市の財源確保につなげる。	ふるさと寄付に対し謝礼品を贈り、ふるさとへの愛着を醸成し、もって寄付金の拡大と特産品のPRを図る。	総務事務
1	103	起債償還元金	1,492,036,000	指標・1次評価	●	総務部財政課	市債を計画的に償還することで、財政の健全化を図る。	市債元金の償還	総務事務
1	104	起債償還利子	215,559,000	指標・1次評価	●	総務部財政課	市債を計画的に償還することで、財政の健全化を図る。	市債利子の償還	総務事務
1	105	一時借入金利子	1,000,000	指標・1次評価	●	総務部財政課	会計年度中において歳計現金が不足した場合、一時的に借入れを行うことで、支払資金の不足を補う。	一時借入金利子の償還	総務事務
1	106	公債諸費	1,000	指標・1次評価	●	総務部財政課	登録債を償還する際に発生する手数料を計上し、円滑な償還を行う。	登録債の償還手数料	総務事務
1	107	普通財産取得事業	3,000	指標・1次評価	●	総務部財政課	普通財産を取得し、その経済的価値を保全発揮することにより、間接的に市政に貢献する。	普通財産取得に係る公有財産購入費等	総務事務
1	108	土地開発基金繰出金	1,000	指標・1次評価	●	総務部財政課	土地開発基金に資金を積み立て、運用することにより、公用又は公共用に供する土地をあらかじめ取得し、事業の円滑な執行を図る。	土地開発基金への繰出金	総務事務
1	109	国県負担金等返納金	27,547,000	指標・1次評価	●	総務部財政課	国又は県が市と共同責任を持つ国県負担金事業において、その経費を適正に負担するため、過収入となった国県負担金を返還する。	事業費の確定等に伴う国県負担金の返還	総務事務
1	110	予備費	17,359,000	指標・1次評価	●	総務部財政課	予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、地方自治法第217条の規定に基づき、予備費を計上する。	予備費	総務事務
1	111	市税等過誤納還付金	27,330,000	指標・1次評価	●	総務部税務課	市税等の過誤納により生じる還付のための財源の確保	市税等の過誤納により生じる還付を行う。	総務事務

会計コード	実計・評価コード	事業名称	H27現計予算額(円) =当初+繰越+補正	事務事業評価対象 H28(27)	外部評価未経験課	H27担当課	全体概要 (H28.6現在未定稿)	業務内容 (H28.6現在未定稿)	事業類型 (参考)
1	112	税務総務事務費	1,988,000	指標・1次評価	●	総務部税務課	課税事務に必要な知識を習得するとともに、税務事務の健全な運営を図る。	課税事務に必要な経費の支出 研修旅費、図書購入、法規追録、各協議会負担金等	総務事務
1	113	賦課事務費	15,145,000	指標・1次評価	●	総務部税務課	市税を円滑に賦課し、住みよいまちづくりのための財源を確保する。	課税に伴う事務費である。 臨時雇賃金、消耗品費、郵送料、電算処理委託料等	事務の推進
1	114	固定資産課税台帳整備事業	32,606,000	指標・1次評価	●	総務部税務課	地方税法の規定に基づき、市町村が、固定資産の状況及び固定資産税の課税標準である固定資産の価格を明らかにするため、固定資産課税台帳を備える。	○課税客体(土地・家屋)の把握及び図化、○用途・状況類似区分、路線価付設、画地計算法適用、○標準宅地等に係る鑑定評価、○台帳加除修正、○評価替え	委託
1	226	国民健康保険特別会計繰出金	414,784,000	指標・1次評価	●	保健福祉部保険課	法に基づき、国庫・県負担と一般会計分を合わせて、保険基盤安定、職員給与費等、財政安定化事業、出産育児一時金として繰り出している。その他繰出金については、財政協議により特別会計の赤字等補てん分として一般会計から繰り出し、国民健康保険特別会計の安定運営を図るための繰出金である。	国民健康保険特別会計を円滑に運営するため、一般会計から繰り出している。	繰出金
1	227	国民年金事務費	3,969,000	指標・1次評価	●	保健福祉部保険課	国民年金加入者のかたの老後の保障として、65歳になったときに支給されるための諸届出書の受付や免除等申請の事務を行う。	20歳到達者や社会保険喪失による加入手続きや免除申請等の事務を行う。	総務事務
1	228	後期高齢者医療事務費	29,719,000	指標・1次評価	●	保健福祉部保険課	高齢者が安心して医療を受けられるように、後期高齢者医療保険に関する諸届の受付事務を行う。	事業を推進するための各種共通諸経費を計上し各事業を円滑に推進する。	総務事務
1	229	後期高齢者医療費	466,214,000	指標・1次評価	●	保健福祉部保険課	後期高齢者医療の円滑な運営のための費用として、茨城県後期高齢者医療広域連合に負担金を納める。	後期高齢者医療の円滑な運営のための費用として、茨城県後期高齢者医療広域連合に負担金を納める。	負担金
1	230	後期高齢者医療特別会計繰出金	117,684,000	指標・1次評価	●	保健福祉部保険課	後期高齢者医療特別会計を円滑に運営するため一般会計から繰出金である。法に基づき、県負担分と一般会計を合わせて繰出している。その他繰出金については、特別会計の不足分を繰出し、翌年度精算分として返還されている。	後期高齢者医療特別会計を円滑に運営するため一般会計から繰り出す。	繰出金
1	231	老人保健医療事業	201,000	指標・1次評価	●	保健福祉部保険課	平成20年3月診療分支払をもって老人保健制度は廃止に伴い、制度廃止後に扶助費の支払いが発生した場合に一般会計で対応する。	老人保健特別会計の閉鎖により、支出が発生した場合に一般会計で対応する。	負担金
1	232	高額療養費貸付事業	8,000,000	指標・1次評価	●	保健福祉部保険課	限度額適用認定証の交付が受けられないかた等が、医療費の自己負担額が高額なため、支払いが困難な場合に、高額療養費として支給される予定額の9割を限度額とし、世帯主に貸し付ける制度である。	医療費が高額であるために支払いが困難な人に対して、高額療養費として支給される予定額の90%の範囲で貸付を行い、被保険者が安心して医療を受けられるようにする。	貸付金
1	233	出産費資金貸付事業	336,000	指標・1次評価	●	保健福祉部保険課	出産に要する費用が必要である場合に、出産育児一時金が支給されるまでの間、無利子で資金を世帯主に貸し付ける。	出産に要する費用の支払いが困難な人に資金を貸し付ける。	貸付金
—	693	国民健康保険特別会計	※	2次評価(毎年)	●	保健福祉部保険課	国民健康保険制度は、被用者保険の加入対象とならない市民を対象として、病気、けが等に対する療養等の給付を行う社会保険制度	国民健康保険制度の適正かつ安定的な運営を図る。 ①被保険者の適正な資格管理に努め、保険証や高齢受給者証、限度額認定証等を発行する。 ②国保財政の健全化及び医療費の適正化を図るためレセプト点検を実施する。	扶助費
2	234	国民健康保険事務費	17,711,000	指標・1次評価	●	保健福祉部保険課	国民健康保険事業の運営に伴う一般管理事務費	・特定健診及び特定保健指導の周知・1年間医療機関を受診しなかった世帯に対し、健診無料券及びしどりの湯の招待券を配布	総務事務
2	235	県国保団体連合会費	1,979,000	指標・1次評価	●	保健福祉部保険課	国民健康保険の安定運営のために設置されている茨城県国民健康保険団体連合会に負担金を納める。	茨城県国民健康保険団体連合会に負担金を納める。	負担金
2	236	賦課事務費	1,010,000	指標・1次評価	●	保健福祉部保険課	国民健康保険に要する費用に充てるため、国民健康保険の加入者のいる世帯の世帯主に賦課する。	国民健康保険税の賦課事務に要する経費。	総務事務
2	237	国保運営協議会設置事業	419,000	指標・1次評価	●	保健福祉部保険課	国民健康保険運営協議会を設置・運営する。	国民健康保険の安定運営のため、国保運営協議会を設置する。	団体運営

会計コード	実計・評価コード	事業名称	H27現計予算額 (円) =当初+繰越 +補正	事務事業 評価対象 H28(27)	外部評価 未経験課	H27担当課	全体概要 (H28.6現在未定稿)	業務内容 (H28.6現在未定稿)	事業類型 (参考)
2	238	趣旨普及費	476,000	指標・1次評価	●	保健福祉部保険課	国民健康保険の被保険者へ、制度の概要及び事業等についての理解を深めてもらうための啓発活動を実施することにより、国民健康保険事業を適正かつ円滑に運営する。	国保加入者からの問合せに対しては、口頭又は文書による説明を行う。制度の改正等の情報提供については、パンフレットの配布及び広報誌・ホームページ等を活用して行う。医療費通知を年6回発送し、周知することにより医療費の適正化及び国保財政の安定化を図る。	事業の推進
2	239	一般被保険者療養給付費	3,406,407,000	指標・1次評価	●	保健福祉部保険課	一般被保険者の受診した医療行為に対して、現物給付として行う療養の給付等に要する費用から、自己負担額を除いた保険者負担分(7割・8割)を支払う。	一般被保険者の受診した医療行為に対し自己負担以外の部分保険者負担分(7割・8割・9割)を支払う。	負担金
2	240	退職被保険者等療養給付費	265,025,000	指標・1次評価	●	保健福祉部保険課	退職被保険者の受診した医療行為に対して、現物給付として行う療養の給付等に要する費用から、自己負担額を除いた保険者負担分(7割)を支払う	退職被保険者の受診した医療行為に対して自己負担額以外の部分について療養費を給付する。	負担金
2	241	一般被保険者療養費	30,059,000	指標・1次評価	●	保健福祉部保険課	一般被保険者が受診した医療行為の中で、保険証を提出しないで診療を受けた場合など、現物給付出来ないものについて、自己負担額を除いた保険者負担分(7割・8割)を現金給付として被保険者に支払う。また、受領委任払いとなっている柔道整復師による施術、はり、きゅう、マッサージ等も療養費として現金給付扱いとなる。	一般被保険者が受診した医療行為の中で、保険医療機関以外の病院等で診療を受けた場合、又は保険証を提出しないで保険医療機関等で診療を受けた場合、柔道整復師による施術を受けた場合等において、保険者が本人に給付する。	負担金
2	242	退職被保険者等療養費	1,771,000	指標・1次評価	●	保健福祉部保険課	退職被保険者が受診した医療行為の中で、保険証を提出しないで診療を受けた場合など、現物給付出来ないものについて、自己負担額を除いた保険者負担分(7割)を現金給付として被保険者に支払う。また、受領委任払いとなっている柔道整復師による施術、はり、きゅう、マッサージ等も療養費として現金給付扱いとなる。	退職被保険者等が受診した医療行為の中で、保険医療機関以外の病院等で診療を受けた場合、又は保険証を提出しないで保険医療機関等で診療を受けた場合、柔道整復師による施術を受けた場合等において、保険者が本人に給付する。	負担金
2	243	審査支払手数料	12,628,000	指標・1次評価	●	保健福祉部保険課	診療報酬明細書(レセプト)の審査をしている国保連合会に、審査件数に応じて手数料を支払う。	診療報酬明細書(レセプト)の審査件数に応じて、国保連合会に手数料を支払う。	手数料
2	244	一般被保険者高額療養費	416,439,000	指標・1次評価	●	保健福祉部保険課	一般被保険者が同一月内に保険医療機関等で療養の給付を受けた場合に支払った一部負担金の額が、自己負担限度額を超えた場合、その超えた額を給付する。	一般被保険者が医療機関において支払った自己負担限度額を超える部分を被保険者に支払う	負担金
2	245	退職被保険者等高額療養費	53,239,000	指標・1次評価	●	保健福祉部保険課	退職被保険者が同一月内に保険医療機関等で療養の給付を受けた場合に支払った一部負担金の額が、自己負担限度額を超えた場合、その超えた額を給付する。	退職被保険者等が医療機関において支払った自己負担限度額を超える部分を被保険者に支払う	負担金
2	246	一般被保険者高額介護合算療養費	200,000	指標・1次評価	●	保健福祉部保険課	基準日(7月31日)の同一世帯の一般被保険者が、1年間(8/1～翌7/31)に負担した医療保険と介護保険の自己負担額(各限度額を適用後)の合計が、支給基準額を超えた場合、申請により超えた額の医療保険分を給付する。	医療費が高額になった世帯に、介護保険の受給者がいる場合、医療保険と介護保険のそれぞれの限度額を適用後に合算し、合算限度額を超えたときにはその超えた分を支給する。合算限度額70歳未満の一般世帯:67万円70歳以上75歳未満の一般世帯:56万円	負担金
2	247	退職被保険者等高額介護合算療養費	100,000	指標・1次評価	●	保健福祉部保険課	基準日(7月31日)の同一世帯の国保被保険者が、1年間に負担した医療保険と介護保険の自己負担額(各限度額を適用後)の合計が、支給基準額を超えた場合、申請により超えた額の医療保険退職被保険者分を給付する。	医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、医療保険と介護保険のそれぞれの限度額を適用後に合算し、合算の限度額を超えたときには、その超えた分を支給する。合算した場合の限度額 ①70歳未満の一般世帯:67万円、②70歳以上75歳未満の世帯:56万	負担金
2	248	一般被保険者移送費	100,000	指標・1次評価	●	保健福祉部保険課	医師が治療のため入院や転院が必要と判断し、緊急で、やむを得ず移送費用がかかった場合、保険者が必要と認めた場合に限り移送費を支給する。	重症な一般被保険者が入院や転院などのための移送に費用がかかったときに支給(保険者が必要と認めた場合に限り支給)	負担金
2	249	退職被保険者移送費	50,000	指標・1次評価	●	保健福祉部保険課	医師が治療のため入院や転院が必要と判断し、緊急で、やむを得ず移送費用がかかった場合、保険者が必要と認めた場合に限り移送費を支給する。	重症な退職被保険者等が入院や転院などのための移送に費用がかかったときに支給(保険者が必要と認めた場合に限り支給)	負担金
2	250	出産育児一時金	22,680,000	指標・1次評価	●	保健福祉部保険課	被保険者が出産(妊娠4カ月以上の出産)した場合に、出産にかかる費用の一部として一時金を支給する。一時金の額は、原則42万円(産科医療補償制度の対象外となる出産の場合は40万4千円)	被保険者の出産に関して保険者が一時金を支給する。一時金の額については、産科医療保障制度契約の病院等において出産した場合には、390千円に30千円を上限に加算して支給する。(H27. 1. 1～)出産育児一時金404千円を支給する。必要があると認められるときは16千円を加算する。	負担金
2	251	支払手数料	15,000	指標・1次評価	●	保健福祉部保険課	出産育児一時金直接支払制度により、出産育児一時金を医療機関に直接支払うための事務手数料として国保連に支払う。	出産育児一時金について、医療機関に直接支払うための事務手数料として国保連に支払う。	手数料
2	252	葬祭費	4,160,000	指標・1次評価	●	保健福祉部保険課	国保被保険者が死亡したときに、その葬祭(告別式等)を行ったかたに葬祭費用の一部として、葬祭費を支給する。葬祭費支給額1件4万円	被保険者の死亡に対して、保険者が一時金(1件4万円)を支給する。	負担金
2	253	後期高齢者支援金	842,354,000	指標・1次評価	●	保健福祉部保険課	後期高齢者医療制度運営に要する費用の一部を他の医療保険に加入する被保険者が負担する支援金。	後期高齢者医療制度運営に要する費用の一部を他の医療保険に加入する0～74歳の被保険者層が負担する支援金。	負担金

会計コード	実計・評価コード	事業名称	H27現計予算額 (円) =当初+繰越 +補正	事務事業 評価対象 H28(27)	外部評価 未経験課	H27担当課	全体概要 (H28.6現在未定稿)	業務内容 (H28.6現在未定稿)	事業類型 (参考)
2	254	後期高齢者関係事務費拠出金	95,000	指標・1次評価	●	保健福祉部保険課	後期高齢者支援金制度の事務費に要する費用の拠出金	後期高齢者医療制度の事務費に要する費用の拠出金	負担金
2	255	前期高齢者納付金	538,000	指標・1次評価	●	保健福祉部保険課	前期高齢者の加入割合の差による負担の不均衡を保険者間で調整するため、負担調整分を社会保険診療報酬支払基金へ納付する。前期高齢者の加入率が全保険者平均(12%)を上回る市町村国保は交付金を受け取るが、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、病床転換支援金の支出が著しく過大となる保険者の前期高齢者納付金のうち、過大となる部分を加入者数に応じて全保険者に再按分するため、交付金を受け取る保険者も納付金が発生する。	前期高齢者の加入割合に係る負担の不均衡を保険者間で調整する仕組みとなっている。前期高齢者の加入率が全保険者平均(12%)を上回る市町村国保は交付金を受け取るが、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、病床転換支援金の支出が著しく過大となる保険者の前期高齢者納付金のうち、過大となる部分を加入者数に応じて全保険者に再按分するため、交付金を受け取る保険者も納付金が発生する。	負担金
2	256	前期高齢者関係事務費拠出金	79,000	指標・1次評価	●	保健福祉部保険課	前期高齢者関係の事務に要する費用の拠出金	前期高齢者関係の事務に要する費用の拠出金	負担金
2	257	老人保健医療費拠出金	50,000	指標・1次評価	●	保健福祉部保険課	老人保健医療費制度に基づき、75歳以上の方の医療費に係る拠出金を社会保険診療報酬支払基金に納付する。拠出金額は前々年度の老人医療費総額を基準に算定される。H20.4月で老人保健制度は廃止されたが、再審査、第三者行為の清算などは引き続き行われており、拠出金発生の可能性はある。	老人保健医療費制度に基づき、社会保険診療報酬支払基金に納付する「医療費分」拠出金で、拠出金額は前々年度の老人医療費総額を基準に算定されるもので、支払基金より金額が示される。H20.4月で老人保健制度は廃止されたが、再審査、第三者行為の清算などは引き続き行われており、今後も拠出金発生の可能性はある。	負担金
2	258	老人保健事務費拠出金	30,000	指標・1次評価	●	保健福祉部保険課	老人保健医療費制度の事務費に要する費用の拠出金 H20.4月に制度は廃止されたが、再審査や第三者行為の清算などの事務は引き続き継続しているため、事務費は今後も必要となる。	老人保健医療費制度の事務費に要する費用の拠出金H20.4月に制度は廃止されたが、再審査や第三者行為の清算などの事務は引き続き継続しているため、事務費は今後も必要となる。	負担金
2	259	介護納付金	338,176,000	指標・1次評価	●	保健福祉部保険課	介護保険サービスに係る費用のうち、介護保険第2号被保険者(40歳以上65歳未満)が負担する分を各医療保険者が医療保険料と一緒に徴収し、取りまとめている社会保険診療支払基金に納入する。納付額は、介護保険第2号被保険者一人当たり負担額(全国一律)に第2号被保険者数を乗じて算定された額	全国一律の第2号被保険者(40歳から65歳未満の被保険者)一人当たり負担額に第2号被保険者数を乗じて算定された額を社会保険診療報酬支払基金に納入する。	負担金
2	260	高額医療費共同事業医療費拠出金	115,204,000	指標・1次評価	●	保健福祉部保険課	高額な医療費の発生による国保財政の急激な影響の緩和を図るため、各市町村国保が共同して拠出金を財源として、県単位で費用負担を調整する。その財源としての拠出金。	国保連合会を実施主体として行われている市町村の共同事業で、高額な医療費による保険者の財政負担を緩和するための保険事業でその財源としての拠出金。	負担金
2	261	高額医療費共同事業事務費拠出金	1,000	指標・1次評価	●	保健福祉部保険課	高額医療費共同事業の事務に要する費用の拠出金	高額医療費共同事業の事務に要する費用の拠出金	負担金
2	262	その他共同事業拠出金	3,000	指標・1次評価	●	保健福祉部保険課	退職者医療制度に基づき、年金受給者リストを社会保険庁から国保連合会を経由して送付する退職者医療共同事業に対する拠出金	退職者医療制度に基づき、社会保険庁より国保連合会を経由して送付される年金受給者リストに対する拠出金	負担金
2	263	保険財政共同安定化事業拠出金	1,299,322,000	指標・1次評価	●	保健福祉部保険課	県内の市町村国保間の保険料(税)の平準化、保険財政の安定化を図るため、医療費を基準として市町村国保の拠出による国保財政の安定化事業	市町村国保間の保険料(税)の平準化、保険財政の安定化を図るため、レセプト1件当たり30万円を超える医療費を対象として市町村の拠出金をもとに交付金を交付する。	負担金
2	264	保健衛生普及費	2,547,000	指標・1次評価	●	保健福祉部保険課	医療費通知及び後発医薬品差額通知を送付することにより、被保険者に医療費に対する認識を深めてもらい医療費の適正化を図る。優良世帯(1年間無受診世帯)の生活習慣病予防健診の自己負担を無料にし、健診を受けてもらい健康維持に努めてもらう。	保険者が被保険者の健康保持増進のために行う事業	事業の推進
2	265	特定健康診査等事業費	44,736,000	指標・1次評価	●	保健福祉部保険課	生活習慣病は、生活習慣の改善により未然に発生を防ぎまたは進行を抑制できる疾病であるため、医療費の抑制等の観点から、特定健康診査(40歳から75歳未満を対象)及び特定保健指導の実施が保険者に義務付けられている。特定健診対象者の内、特定健診を受けずに人間ドック・事業主健診等を受診した者に対して、健診データを提供してもらい特定健診を受けた者とみなし、特定健診受診促進助成金を5千円を上限として助成する。	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、保険者が被保険者の生活習慣病予防のために行う健診事業(40歳から75歳未満を対象として)	委託
2	266	支払準備基金積立金	70,000	指標・1次評価	●	保健福祉部保険課	国民健康保険の安定運営のため国民健康保険支払準備基金を積立てる。	国民健康保険の安定運営のため国民健康保険支払準備基金を積立てる。	積立金
2	267	一般被保険者保険税還付金	7,257,000	指標・1次評価	●	保健福祉部保険課	国民健康保険税(一般被保険者)の過年度更正減等に伴う還付金	国民健康保険税(一般被保険者)の過年度還付金	償還金
2	268	退職被保険者等保険税還付金	200,000	指標・1次評価	●	保健福祉部保険課	国民健康保険税(退職被保険者)の過年度更正減等に伴う還付金	国民健康保険税(退職者)の過年度還付金	償還金

会計コード	実計・評価コード	事業名称	H27現計予算額 (円) =当初+繰越 +補正	H28(27) 事務事業 評価対象	外部評価 未経験課	H27担当課	全体概要 (H28.6現在未定稿)	業務内容 (H28.6現在未定稿)	事業類型 (参考)
2	269	償還金	45,817,000	指標・1次評価	●	保健福祉部保険課	国、県等への返還金	国、県等への返還金	償還金
2	270	一般被保険者還付加算金	200,000	指標・1次評価	●	保健福祉部保険課	国民健康保険税(一般被保険者)の還付金に係る加算金	国民健康保険税(一般被保険者)の還付金に係る加算金	償還金
2	271	退職被保険者等還付加算金	50,000	指標・1次評価	●	保健福祉部保険課	国民健康保険税(退職被保険者)の還付金に係る加算金	国民健康保険税(退職者)の還付金に係る加算金	償還金
2	272	予備費	5,789,000	指標・1次評価	●	保健福祉部保険課	国民健康保険特別会計の安定的な財政運営のために、予定外の支出等へ対応するため	国民健康保険特別会計の安定的な財政運営	予備費
—	694	後期高齢者医療特別会計	※	2次評価(毎年)	●	保健福祉部保険課	後期高齢者医療保険制度は、都道府県が保険者となり後期高齢者医療広域連合により運営される。市町村は、後期高齢者医療広域連合に加入し、保険料の徴収・被保険者証の交付・給付関係書類の受付等の窓口業務を行う。徴収した保険料は、納付金として後期高齢者医療広域連合へ納付する。	市町村は、保険料の徴収・被保険者証の交付・給付関係書類の受付等の窓口業務を行う。	負担金
10	273	広域連合納付金	529,854,000	指標・1次評価	●	保健福祉部保険課	後期高齢者医療保険を運営する茨城県後期高齢者医療保険広域連合に、徴収した後期高齢者医療保険料等を納入する。	後期高齢者医療保険を運営する茨城県後期高齢者医療保険広域連合に、徴収した後期高齢者医療保険料等を納入する。	負担金
10	274	保険料還付金	500,000	指標・1次評価	●	保健福祉部保険課	後期高齢者医療保険料の過年度還付金	後期高齢者医療保険料の過年度還付金	償還金
10	275	還付加算金	20,000	指標・1次評価	●	保健福祉部保険課	後期高齢者医療保険料還付金に係る加算金	後期高齢者医療保険料還付金に係る加算金	償還金
10	276	一般会計繰出金	1,000	指標・1次評価	●	保健福祉部保険課	一般会計への繰出金	一般会計への繰出金	繰出金
10	277	予備費	1,622,000	指標・1次評価	●	保健福祉部保険課	後期高齢者医療保険の安定運営	後期高齢者医療の安定運営	予備費
1	116	戸籍住民基本台帳事務費	13,828,000	指標・1次評価	●	市民生活部市民課	戸籍法、住民基本台帳法に基づき住民の親族的身分関係、居住関係を登録し証明する。また、住民に関する記録を統一的に行うことによって、住民の利便性の向上と国及び地方公共団体の事務の効率化を図る。	戸籍届、住民異動届及び中長期在留者住居地届出等の審査と受理、戸籍・住民票等の記載を行う。また住民の請求に対し、本人確認・請求権限の確認を行い、戸籍証明、住民票、印鑑証明などの証明書を発行する。その他電子証明書、臨時運行許可証、埋火葬許可証などの許可証を発行する。	事務の推進
1	821	個人番号カード交付等事業	30,530,000	指標・1次評価	●	市民生活部市民課	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、住民基本台帳に記録されている者に対して個人番号の指定及び通知、申請により個人番号カードの交付を行う。	通知カードの返戻分の送付及び交付申請書データの作成 申請者への個人番号カードの交付及び暗証番号の設定 個人番号カードに格納する電子証明書の更新	事業の推進
1	117	旅券事務費	2,490,000	指標・1次評価	●	市民生活部市民課	県からの権限移譲により平成21年6月から市民課の窓口において、日本国旅券の申請受付及び交付を行っている。	一般旅券発給申請の受理及び交付、失効旅券の受領及び還付、紛失一般旅券等届出書の受理。収入印紙・茨城県収入証紙の購入及び販売	事業の推進
1	476	会計事務費	4,128,000	指標・1次評価	●	会計課	適正な会計事務の執行公金の管理と運営	・各課の収入、支出に伴う伝票を審査・処理・現金・財産の記録・管理・共通物品の注文集計及び発注	総務事務
1	477	議員人件費	179,080,000	指標・1次評価	●	議会事務局	◎議長、副議長、議員の報酬・手当、◎市議会議員共済会負担金 議員退職者年金の負担金(平成23年に現職議員の年金制度廃止、退職者分の年金負担分のみ)	報酬や議員共済会負担金支払事務	人件費
1	478	議会運営費	13,036,000	指標・1次評価	●	議会事務局	議会の定例会や委員会などの事務費や議会の対外的な活動に関する経費	定例会や委員会に関する事務、議長公務に関する事務、議長会に関する事務、政務活動費に関する事務	団体運営

会計コード	実計・評価コード	事業名称	H27現予算額 (円) =当初+繰越 +補正	事務事業 評価対象 H28(27)	外部評価 未経験課	H27担当課	全体概要 (H28.6現在未定稿)	業務内容 (H28.6現在未定稿)	事業類型 (参考)
1	479	議員研修事業	3,834,000	指標・1次評価	●	議会事務局	議会運営委員会や常任委員会の所管事項調査について、先進地視察や調査を通し議会の政策形成機能の充実を図る。議員の議会活動や市政についての見識を高めるために、研修会を実施する。(有識者による研修や研修会の参加)	調査研修視察の実施 議会研修会の実施	研修
1	480	議会広報事業	1,157,000	指標・1次評価	●	議会事務局	議会の定例会の内容や、議会の活動を市民に周知することにより議会や市政に対する関心を高めることを目的とする	「那珂市議会だより」の発行(年4回20ページ程度)	広報紙発行
1	482	農業委員設置事業	10,819,000	指標・1次評価	●	農業委員会事務局	農業委員会の運営	総会の開催、各種研修会への積極的参加、農地の荒廃化防止のための農地パトロールを実施。	事務の推進
1	483	農業委員会事務費	2,844,000	指標・1次評価	●	農業委員会事務局	農業委員会の運営	農業委員会運営に関する事務的経費	事務の推進
1	484	農業者年金業務事務費	96,000	指標・1次評価	●	農業委員会事務局	農業者年金業務委託による事務費	年金事務に係る臨時雇、消耗品等	事務の推進
1	485	農地紛争仲介委員設置事業	19,000	指標・1次評価	●	農業委員会事務局	農地紛争が起こった場合の仲介	農地紛争仲介の経費	相談業務
1	486	農地情報管理システム事業	606,000	指標・1次評価	●	農業委員会事務局	農地の地目、所有者等を正確に把握し、農地・農政事務の情報化を推進する。	農地情報システムの保守・管理	システム維持管理
1	487	遊休農地対策事業	1,579,000	指標・1次評価	●	農業委員会事務局	農業委員と事務局等で農地パトロール(利用状況調査)を実施し、遊休農地の実態把握と発生防止・解消と農地の違反防止対策等に取り組む。	遊休農地調査結果入力等に伴う臨時雇賃金等	事業の推進
1	450	水道事業会計補助事業	504,000	指標・1次評価	●	上下水道部水道課	上水道の広域化対策に要する経費として企業債利息償還金の一部を補助する	上水道の広域化対策に要する経費として企業債利息償還金の一部を補助する	繰出金
1	451	水道事業会計出資事業	86,165,000	指標・1次評価	●	上下水道部水道課	①水道事業の広域化対策に要する経費として、企業債元金償還金の一部を助成する ②浄水場、配水池等の基幹水道構造物の耐震化事業に要する経費として、事業費の4分の1を助成する	①水道事業の広域化対策に要する経費として、企業債元金償還金の一部を助成する ②浄水場、配水池等の基幹水道構造物の耐震化事業に要する経費として、事業費の4分の1を助成する	繰出金
-	688	水道料金賦課徴収事務	※	2次評価(毎年)	●	上下水道部水道課	水道の開閉栓や水道使用量の検針の他、水道料金に関する業務全般。	○水道料金に関する賦課及び徴収業務 開栓業務、閉栓及び清算業務、使用量検針業務、納付書発行業務、口座振替業務、収納管理業務(消込・還付・充当)、未収金回収業務(給水停止含)他	#N/A
-	689	浄水関連施設管理事業	※	2次評価(毎年)	●	上下水道部水道課	浄水場施設において安全な水をつくり、安定した水の供給ができるよう施設の維持管理を行う。	施設の点検・清掃・修繕等	#N/A
-	691	配水管網整備事業	※	2次評価(毎年)	●	上下水道部水道課	水道水の安定供給を図るために配水管の整備を行う。	老朽化した配水管の更新。 効率的に水を供給するために新たな配水管網を整備する。	#N/A
-	692	浄水場等更新事業	※	2次評価(毎年)	●	上下水道部水道課	久慈川水系の瓜連浄水場・木崎浄水場は、耐用年数が過ぎ老朽化が進み施設機能が低下している。そのため瓜連浄水場と木崎浄水場の統合を行い、施設の維持管理を一元化し安定した浄水場機能確保のため更新を行う。	現施設の一部改修と新しい施設の整備	#N/A